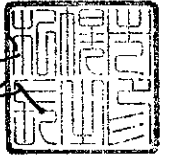


札幌市火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 27 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第16号

札幌市火葬場条例の一部を改正する条例

札幌市火葬場条例（昭和59年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（管理の代行等）

- 第10条 市長は、火葬場（札幌市山口斎場に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に火葬場の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 施設の維持及び管理
  - (2) 使用の許可に関すること。
  - (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合における第2条、第5条、第6条及び第8条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市山口斎場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）

第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。